

中毒発生時の状況や防止策などの詳細情報

1. 人に対する事故及び被害の発生状況

原因	発生日	使用現場の区分 <sup>*1</sup>	中毒の内容		被害者情報		中毒発生時の状況	防止策
			症状	中毒の程度	年齢	被害者数		
マスク、メガネ、服装等の装備が不十分	令和2年4月	農業	眼痛	軽症	20～39歳	1	・散布時に装備が不十分	・農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を適切に着用する。 ・作業後は身体についた汚れを洗い流し、洗眼・うがいをするともに衣服を交換する。
	令和3年3月	不明	化学熱傷	中軽症	40～59歳	1	・装備が不十分	
強風中や風下での散布等、自らの不注意により本人が暴露	令和2年7月	農業	右眼球結膜の浮腫、充血	軽症	40～59歳	1	・土が眼に入ったため、手袋をした手で眼をこすり、手袋に付着していた農薬を暴露した可能性	・農薬を取り扱うときは、使用場面に限らず、農薬用マスク、保護メガネ等防護装備を着用し、十分に注意する。
	令和2年10月	農業	腹痛、顔面の違和感	中軽症	60～79歳	1	・農薬の散布終了後、高圧洗浄機でタンクの清掃を行っている際に、洗浄した水が顔にかかり暴露	
被覆が不十分であった等、農薬使用後の作業管理の不良	令和2年5月	農業	眼の痛み	不明	不明	3	・土壌くん蒸剤(クロルピクリン;劇物)の使用時に被覆を行ったが、揮発した農薬が何らかの理由で漏洩して、近隣住民が体調不良	・住宅地等が風下になる場合には、土壌くん蒸剤の使用を控える。 ・住宅地等の周辺では高温期の処理を避ける。 ・土壌くん蒸剤の使用前には、改めてラベルの記載事項を確認し、記載事項を遵守する。 ・土壌くん蒸剤を使用した際は被覆を完全に行う。 ・適正な材質や厚さの被覆資材を用いる。
	令和2年6月	農業	眼の痛み、息苦しさ	不明	成人	1	・土壌くん蒸剤(クロルピクリン;劇物)の使用時に被覆を行ったが、揮発した農薬が何らかの理由で漏洩して、近隣住民が体調不良	
	令和2年12月	農業	眼の痛み	軽症	不明	1	・土壌くん蒸剤(クロルピクリン;劇物)の使用時に被覆を行ったが、揮発した農薬が何らかの理由で漏洩して、近隣住民が体調不良	
	令和2年12月	農業	眼の痛み	軽症	不明	1	・土壌くん蒸剤(クロルピクリン;劇物)の使用時に一部の被覆を行わなかった。 ・農薬が揮発して近隣住民が体調不良	

原因	発生日	使用現場の区分※1	中毒の内容		被害者情報		中毒発生時の状況	防止策
			症状	中毒の程度	年齢	被害者数		
保管管理不良等による誤飲誤食	令和2年4月	不明	咽頭部の違和感、口蓋垂に少量の凝血塊付着	軽症	60～79歳	1	・農薬を飲料と間違えて飲用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬は、農薬保管庫の中に施錠して保管する等、安全な場所に保管する。</li> <li>・農薬は、使用後速やかに保管庫に戻す。</li> <li>・農薬は、飲食物と分けて保管する。</li> <li>・農薬は、居間空間のテーブル等に放置しない。</li> <li>・農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲料品の空容器等に移し替えない。</li> <li>・農薬やその希釈液、残渣等を飲料品の空容器等に誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は保管庫の近くに置かない。</li> </ul>
	令和2年5月	農業	下痢症状	軽症	60～79歳	1	・農薬を飲料と間違えて飲用	
	令和2年5月	農業	特に症状はなし	軽症	0～19歳	1	・幼児が、農薬を処理した大豆種子を触って口にした可能性	
	令和2年7月	農業	痙攣、嘔吐、縮腫、頻脈、血圧上昇	重症	80歳～	1	・認知症の方が、瓶に移し替えた農薬を飲料と間違えて飲用	
	令和2年10月	不明	頻呼吸、流涎多量、意識障害	重症	60～79歳	1	・認知症の方が、農薬を飲料と間違えて飲用	
	令和3年1月	不明	喉がヒリヒリする	軽症	80歳～	1	・農薬を飲料と間違えて飲用	
	令和3年2月	農業	嘔気嘔吐、腹痛、下痢、頭痛、縮腫	重症	60～79歳	2	・認知症の方とその家族が、農薬を飲料と間違えて飲用	
	令和3年3月	農業	口内違和感	軽症	60～79歳	1	・ペットボトルに移し替えた農薬を飲料と間違えて飲用	
原因不明	令和2年5月	農業	右全頭頸部チクチク感	軽症	60～79歳	1	・農薬の皮膚接触による中毒症状と考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬の調製又は散布を行うときは、農薬用マスク、保護メガネ等の防護装備を着用する。</li> <li>・作業後は身体についた汚れを洗い流し、洗眼・うがいをするともに衣服を交換する。</li> </ul>
	令和2年8月	その他	発疹、疼痛、搔痒軽度	軽症	40～59歳	1	・農薬の皮膚接触による中毒症状と考えられる。	
	令和2年5月	不明	—	死亡	80歳～	1	・農薬の服用による中毒症状と考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬は、農薬保管庫の中に施錠して保管する等、安全な場所に保管する。</li> <li>・農薬は、使用後速やかに保管庫に戻す。</li> <li>・農薬は、飲食物と分けて保管する。</li> <li>・農薬は、居間空間のテーブル等に放置しない。</li> <li>・農薬やその希釈液、残渣等をペットボトルやガラス瓶などの飲料品の空容器等に移し替えない。</li> <li>・農薬やその希釈液、残渣等を飲料品の空容器等に誤って移し替えてしまうことのないよう、これらの空容器等は保管庫の近くに置かない。</li> </ul>
	令和2年5月	不明	多汗、徐脈傾向、ChEの低下、縮腫なし	重症	40～59歳	1	・農薬の服用による中毒症状と考えられる。	
	令和2年6月	不明	嘔気、全身倦怠感、のどの渇き	軽症	60～79歳	1	・農薬の服用による中毒症状と考えられる。	
	令和2年7月	その他	全身の蕁麻疹	軽症	60～79歳	1	・農薬による中毒症状の可能性はある。	

※1 使用現場の区分とは、農業現場での使用を「農業」、それ以外を「その他」としています。

2. 農作物、家畜(蜜蜂を除く)及び生活環境動植物等に対する被害

被害対象	発生日	被害状況	被害発生時の状況	一般的な防止策	
農作物	令和2年5月	小麦の黄化	・飛散防止対策を実施せず、ほ場周辺部法面に除草剤を散布 ・強風時の農薬散布により、ほ場内の小麦に飛散	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飛散が少ないと考えられる剤型を選択したり、飛散低減ノズルを使用するなど、飛散防止対策を十分に行う。</li> <li>・農薬が飛散しないよう風向等に注意し、強風時の散布は控える。</li> <li>・農薬の使用に当たっては、容器・包装の表示事項をよく読み、適正に使用する。</li> </ul>	
	令和2年6月	水稻の枯れ込み、葉の黄化	・ほ場に除草剤を無人マルチローターで散布 ・風により隣接する水田に飛散		
	令和2年6月	水稻の葉の黄化、生育遅延	・道路法面の雑草に除草剤を散布 ・風により隣接する水田に飛散		
	令和2年6月	水稻の生育不良	・道路法面に除草剤を散布 ・トンネル付近で風が強く吹き抜け、隣接する水田に飛散		
	令和2年7月	小麦の黄化・枯死	・飛散防止対策を実施せず、隣接するほ場の法面に除草剤を散布 ・強風時の農薬散布により、ほ場内の小麦に飛散		
	令和2年7月	ごぼうの葉の枯死、黄化症状	・ほ場にブームスプレーヤーで除草剤を散布 ・風により隣接するごぼう畑に飛散		
	令和2年7月	水稻の生育不良	・無人ヘリコプターを用いて除草剤を散布 ・周辺の水稲に飛散した可能性		
	令和2年6月	水稻の枯死、外葉の一部白化	・ソーラーパネルの設置場所において粒剤の除草剤を使用 ・使用後の大雨によって、隣接する水田に除草剤の一部が流入		<ul style="list-style-type: none"> <li>・激しい降雨が予想される場合は、使用を避ける。</li> <li>・水田等に農薬の流入が想定される場所や、農作物及び樹木等有用植物の付近では使用しない。</li> </ul>
	令和2年6月	ほうれんそうの変色	・土壌くん蒸剤(クロルピクリン;劇物)の使用時に、処理工械の一部が破損し、薬剤が漏出。隣接するハウスに拡散。		・農薬の使用に当たっては、防除器具等の十分な点検整備を行う。
	令和2年7月	松の枯死	・土壌くん蒸剤(クロルピクリン;劇物)の使用時に被覆は行ったが、揮発した農薬が何らかの理由で漏洩し、隣接地に拡散した可能性		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土壌くん蒸剤を使用した際は、適正な材質や厚さの資材を用いて、被覆を完全に行う。</li> </ul>
	令和3年1月	たまねぎの葉枯れ	・土壌くん蒸剤(クロルピクリン;劇物)の農薬の使用時に被覆を行わなかったため、農薬が隣接するほ場に拡散		<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜舎、鶏舎、ほ場等が風下になる場合には、土壌くん蒸剤の使用を控える。</li> <li>・畜舎、鶏舎、ほ場等の周辺では高温期の処理を避ける。</li> </ul>
令和2年9月	なすの葉の黄変・落葉	・液肥と間違えて除草剤を散布	・資材の使用に当たっては、容器・包装の表示事項等をよく確認して、適正に使用する。		

2. 農作物、家畜(蜜蜂を除く)及び生活環境動植物等に対する被害

被害対象	発生月	被害状況	被害発生時の状況	一般的な防止策
魚類	令和2年5月	魚類の斃死	・河川水から農薬の成分が検出されたことから、農薬が原因と考えられる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農薬が河川に飛散・流入しないように注意する。</li> <li>・防除器具等の劣化による散布液の漏洩がないよう、点検整備を行う。</li> <li>・農薬は計画的に購入・使用し、使い切るよう努める。</li> <li>・使用残農薬や不要になった農薬を廃棄物処理業者に依頼するなど適正に処理する。</li> </ul>
	令和2年5月	魚類の斃死	・水路につながる自宅敷地内の側溝に、農薬を誤って流出	
	令和2年6月	魚類の斃死	・小屋の清掃中、中にあった農薬を、農薬とわからず水路に廃棄	
	令和2年6月	魚類の斃死	・農薬残液をハウスの排水溝の溜枦に廃棄	
	令和2年7月	魚類の斃死	・河川水及び斃死魚から農薬の成分が検出されたことから、農薬が原因と考えられる。	
	令和2年7月	魚類の斃死	・河川水及び斃死魚から農薬の成分が検出されたことから、農薬が原因と考えられる。	
	令和2年8月	魚類の斃死	・空き家の解体工事中、農薬が入った瓶を複数破損し、漏れた農薬をホースで洗い流したため、農薬が公共用水域へ流出	
	令和2年9月	魚類の斃死	・河川水から農薬の成分が検出されたことから、農薬が原因の可能性はある。	
	令和2年12月	魚類の斃死	・斃死魚から農薬の成分が検出され、適正に廃棄されなかった農薬があったことから、その農薬が原因の可能性はある。	